

# 事業所用家屋の貸付けに係る申告書について

## 1 申告義務者及び申告期限等

	申告が必要な場合	申告が必要な方	申告期限	申告事項
(1)	事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けた場合	事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている方	貸し付けた日から1月以内	貸し付けた日現在の貸付け状況
(2)	(1)の申告事項に異動を生じた場合	同上	異動を生じた日から1月以内	異動を生じた日現在の貸付け状況

## 2 提出先

この申告書は、市長あて1通提出してください。

## 3 提出していただく書類

- (1) 事業所用家屋の貸付けに係る申告書(本表)
- (2) 次のいずれかに該当する場合、共用部分等の計算書(貸付けに係る分)
  - ア 申告の対象となる事業所用家屋が居住用との併用になっている場合
  - イ 申告の対象となる事業所用家屋が特定防火対象物に該当する場合、その他共用部分に非課税部分がある場合
  - ウ 申告の対象となる事業所用家屋が区分所有されている場合又は申告の対象となる事業所用家屋の一部が又貸しされたものである場合
- (3) 三以上の者が使用する事業所用家屋において、一部の者のみの用に供する廊下等の共用部分がある場合。一部の者に係る共用部分等の計算書(貸付けに係る分)
- (4) 事業用家屋の求積図、求積表及び各階平面図

## 4 記載要領は次のとおり

- (1) 「家屋の所在地」欄には、この申告の対象となる事業所用家屋の所在地を記載してください。
- (2) 「ビル名・階数」欄には、この申告の対象となる事業所用家屋に名称がある場合のその名称及び当該事業所用家屋の階数を記載してください。
- (3) 「家屋所有者の住所・氏名(所在地・名称)」欄は、この申告の対象となる事業所用家屋を所有する方が申告する場合は記載する必要はありません。ただし、この申告をする方自身が事業所用家屋を借り受け、さらに貸し付けている場合(又貸しの場合)は記載してください。
- (4) ①の欄には、この申告に係る事業所用家屋の全体の床面積(居住用との併用となっている場合の居住用部分、屋内駐車場施設を有する場合の駐車場部分等を含めた全体の床面積)を記載してください。
- (5) ②から⑤までの各課は、次のアまたはイの区分に応じて記載してください。
  - ア この申告の対象となる事業所用家屋が前記3(2)に該当する場合、②+③の合計面積は、①の家屋全体の床面積と一致しません。この場合の②から⑤の各欄に記載する数値は、共用部分等の計算書(貸付けに係る分)において計算します。(申告書の作成に当たっては、ここで先に共用部分等の計算書(貸付けに係る分)を作成してください。)
  - ②の欄は、共用部分等の計算書(貸付けに係る分)の⑦欄の面積を記載します。
  - ③の欄は、共用部分等の計算書(貸付けに係る分)の⑩欄の面積を記載します。
  - ④の欄は、共用部分等の計算書(貸付けに係る分)の⑪欄の面積を記載します。
  - ⑤の欄は、共用部分等の計算書(貸付けに係る分)の⑫欄の台数を記載します。
- イ この申告の対象となる事業所用家屋が前記3(2)のいずれかにも該当しない場合には、当該事業所用家屋を②から③の部分に分類し、それぞれの部分に係る床面積を記載してください。この場合には②+③の合計面積は①の家屋全体の床面積と一致します。
- ②の欄には、この申告の対象となる事業所用家屋を使用する書く事業者が専有する部分の床面積の合計を記載してください。
- ③の欄には、廊下、階段、機械室等の各事業者の共同の用に供する部分の床面積を記載してください。

④の欄には、屋内駐車場施設に係る床面積を記載してください。

⑤の欄には、④の駐車場施設に係る収容台数を記載してください。

⑥の欄には、②-④の面積を記載してください。

(6) 申告書の作成後において、⑦の欄の数値(②から③までの合計数値)は、この申告の対象となる事業所用家屋を使用する各事業者の⑮の欄の床面積の合計数値と、端数処理によって生じた差を除いて一致すべきものですので注意してください。

(7) ⑮の欄には、貸し付けている事業所用家屋の使用者別に、その者が使用している事業所用家屋の部分の存する階を記載してください。

(8) ⑯の欄には、事業所用家屋の貸付け先である使用者別に、その者の本店が市内にある場合にはその本店の、市内に本店がない場合には、市内における主たる事業所等の所在地を記載してください。

(9) ⑰の欄には、この申告をする方が自己使用する事務所部分がある場合には、使用者の1人としてこの欄に記載してください。また、使用者のいない部屋がある場合には、この欄に「空室」と記載してください。

なお、この申告をする方が路外駐車場の経営を行っている場合には、⑰の欄に氏名又は名称、あるいは「本人」「自己使用」等と表示したうえで、当該路外駐車場に係る面積を⑰の欄に記載してください。

(10) ⑱の欄は、貸付・変更・解約のあった年月日を記載してください。

(11) ⑲の欄は、次の区分により該当するものに○印を付してください。

ア 貸付とは、既に貸し付けている場合又は新たに貸し付けていることとなった場合をいいます。

イ 変更とは、既に貸し付けている場合に、その貸付床面積を増減した場合をいいます。

ウ 解約とは、既に貸し付けている場合に、その貸付けを解約した場合をいいます。

(12) ⑳の欄は、各事業者が専有して使用する駐車場の使用台数を記載してください。

(13) ㉑の欄は、各使用者が事業所等として使用する専用部分(駐車場を含む)の床面積を記載してください。この場合、この申告をする方自身が使用する専用部分及び使用者のいない「空室」の場合でも、専用部分として床面積を記載してください。

なお、この申告に係る事業所用家屋に、一部の者のみに係る共用部分とすべての者に係る共用部分とがある場合には「一部の者に係る共用部分等の計算書」の⑦欄の床面積を記載してください。

(14) ㉒の欄は、(共用部分の床面積③)に 
$$\frac{\text{㉑の欄の専用床面積}}{\text{専用部分の床面積②}}$$
 の割合を乗じて得た面積を記載してください。

(15) ㉓の欄は、使用者が専用で借り受けている駐車場がある場合に、その床面積を記載してください。この場合の駐車場面積には、専有面積によりあん分した、車路等の共用部分を含めますが、一台あたりの占有面積が概ね同一である場合には、車路等を含めた駐車場施設全体の床面積を台数であん分して差し支えありません。

具体的には④欄の床面積 
$$\frac{\text{㉔の欄の台数}}{\text{㉕の欄の台数}}$$
 の割合を乗じて得た面積を記載しますが、一台あたりの

占有面積が異なり、台数のあん分が適切でない場合には、各使用者ごとの専有面積に該当面積によりあん分した車路等の共用部分の面積を加算して算出してください。

(16) 床面積は、1平方メートルの100分の1未満を切り捨ててください。

## ◎お願い

入居者から事業所税の申告に必要なその入居者の専用部分の床面積、共用部分の床面積、各入居者の専用部分の床面積の合計面積等について照会があった場合には、この申告書の内容を参考として入居者に対して回答していただきますよう、御協力をお願いします。

なお、各入居者ごとの専用部分の床面積は、その入居者が駐車場を使用している場合の当該駐車場に係る床面積を含みます。